

## 令和5年第2回矢巾町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和5年2月20日（月）13時30分～16時6分

2 開催場所 矢巾町役場 2階 2-2会議室

3 出席委員  
(16名)

会長	16番	中川和則
会長職務代理者	15番	佐々木昭英
委員	1番	金子忠博
委員	2番	佐々木達也
委員	3番	高橋かおる
委員	4番	白澤克美
委員	5番	熊谷洋司
委員	6番	川村良道
委員	7番	川村和男
委員	8番	佐々木博
委員	9番	星川忠博
委員	10番	藤原幸藏
委員	11番	佐藤俊孝
委員	12番	高原弘明
委員	13番	阿部江利子
委員	14番	白澤和実

4 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会議録書記の指名

日程第3 会期の決定

日程第4 業務の経過報告

日程第5 報告第1号 農地法第3条の3の規定による農地の相続届出について

日程第6 報告第2号 農地法第18条の規定による農地の合意解約について

日程第7 議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する  
許否決定について

日程第8 議案第2号 農地法第4条の規定による農地の転用許可申請に対する  
意見決定について

日程第9 議案第3号 農地法第5条の規定による農地の転用を伴う所有権移転  
許可申請に対する意見決定について

日程第10 議案第4号 農地法第5条の規定による農地の転用を伴う使用貸借権  
設定許可申請に対する意見決定について

日程第11 議案第5号 農用地利用集積計画に対する意見決定について

日程第12 議案第6号 相続税の納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている  
等の証明申請に対する許否決定について

- 日程第13 議案第7号 相続税の納税猶予に係る引き続き特定貸付けを行っている等の証明申請に対する許否決定について
- 日程第14 議案第8号 矢巾町農業委員会が保有する個人情報に関する矢巾町個人情報保護条例施行規程を廃止する訓令について
- 日程第15 議案第9号 矢巾町空家に付属した農地の別段の面積取扱要綱を廃止する告示について

## 5 説明員

### 農業委員会事務局

事務局長 鎌 田 順 子

主任主事 藤 原 佳芳里

主事 鈴 森 玲 香（産業観光課主事併任）

## 6 会議の概要

議長

会議に先立ち、皆様にはお知らせいたします。本日の総会にあたって、事前に議案書を送付しております。新型コロナウイルス感染症対策のため、議案の朗読は表題のみとし、時間を短縮して行いたいと思います。また、質問、意見等、討論、発言の際は、挙手により発言の意思表示をお願いいたします。また、発言を許された方は、議席番号と氏名を述べた上で発言くださるようよろしくお願いいたします。

本日の出席委員は16名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

ただいまから、令和5年第2回矢巾町農業委員会総会を開会いたします。

それでは、あらかじめ皆様にお配りしている日程に従いまして進めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしということで、日程に従いまして進めてまいります。

日程第1、議事録署名委員の指名についてですが、当職より指名することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしの声でありますので、それでは当職より指名いたします。7番、川村和男委員、10番、藤原幸藏委員、11番、佐藤俊孝委員にお願いいたします。

日程第2、会議録書記の指名ですが、当職より指名することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長

それでは、当職より指名いたします。農業委員会事務局、鈴木玲香主事をお願いいたします。

日程第3、会期の決定ですが、本日1日とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしの声でありますので、それでは本日1日と決めます。

日程第4、業務の経過報告ですが、別紙により当職より報告いたします。

今回の業務経過報告ということで、業務の報告が1月21日から23日までは、各地域の地域説明会が開催されております。皆さんにも資料が行ってまいりますけれども、出席者とか場所をご覧のようになっております。

26日が令和4年度東北・北海道ブロック女性農業委員、農地利用最適化推進委員研修会ということで、阿部江利子委員と高橋かおる委員に出席していただいております。青森で開催されております。

次が28日、地域計画策定の説明会、次の29日も地域計画策定に係る説明会が行われております。

議長

30日、にぎわい創出実行委員会が庁舎で開催されております。

31日、矢巾町農業再生支援協議会総会ということで、開催されております。

8日のあっせん事業ということで熊谷洋司委員、高橋かおる委員、白澤和実委員に、公民館でやっていただいております。

9日、令和4年度いわてポラーノの会総会ということで女性委員の阿部江利子委員、高橋かおる委員に出席していただいております。同じく、市町村農業委員会会長・事務局長研修会ということで、私と事務局長とで同じ盛岡市の方で開催されております。

10日ですが、農作業標準賃金検討会を開催しております。

12日、14日が、また各地域で、地域説明会が開催されております。

15日、農地転用現地調査ということで、川村和男委員、阿部江利子委員に行ってくださいしております。同じく15日、あっせん会議、五役と事務局ということで開催されております。

16日、令和5年矢巾町議会定例会3月会議ということで、私と事務局長が出席しております。

本日20日、令和5年第2回総会が開催されております。

すいません、その前に15日、行政区再編審議会ということで、実施されております。庁舎で、佐藤俊孝委員に出席いただいております。

報告は以上ですけれども、いつもであればここで質疑等っておりますけれども、質疑等の前に主なもので説明、こういったことですよというふうな説明を行いたいと思いますので、情報共有するためにここでは質疑はとりません。全員協議会の方でお示しいたしますので、ぜひよろしく願います。

議題に入る前に、令和4年第12回農業委員会総会において後刻とした案件について、事務局より報告させていただきます。

事務局

はい、議長。

議長

はい、事務局。

事務局

それでは、後刻となっております案件について、まず私の方から、新規開田の考え方というものについてご説明申し上げたいと思います。別冊で皆様のお手元に配っております資料、A3のものを半分に折っております、「農地台帳の整備と活用の手引き（地目関係の抜粋）」となったもの、あとは緑色の線が入っております「米政策の推移」という資料の二つをご準備ください。

まず、以前も申し上げましたとおり、新規開田を抑制するという基本的な考え方の通達が出ておりまして、その通達は今も生きております。そこは今までどおり、考え方に変わりはありません。

ただ、前回も説明しましたとおり、その表現については「極力」という言い方がありますというご説明を申し上げます。その中で「極力」という部分などについて、今回補足をさせていただきます。

まず、この「農地台帳の整備と活用の手引き」というところですが、地目関係と農地台帳を整備する上でいろいろな項目が細やかに指定されてございます。そのうち、地目を整理するに当たっての考え方が整理されている部分について、抜いてございます。

めくっていただきまして、21ページとなっている部分です。箱の下のほう、中段から下のほうですけれども、まず地目の考え方ですが、黄色のマーカーがしてあるとおりです。

土地の地目は、「土地登記簿上の地目ではなく、実際の現況地目によって分類する」ということなので、まず農地台帳については現況地目で整備するよ、と。現況地目であるというのは、皆様も今までどおり運用していらしたとおりです。

続きまして（2）番、「田」のところですが、「田とは水を湛える設備を持った耕地を言う」というのが大前提でございまして、いわゆる、あ、読み方をちょっと調べておりまして、りくた・・・おかだ・・・おかだですね、陸田、「元は畑であったけれども現在は畦畔を作り水を湛えるようにしてある土地も田とする」というふうな現況の判断の仕方について、そのように書いてあります。畦畔が残っていても、果樹など永年性作物を植えたのは田としないで樹園地とします。

これについてはそのような解釈で、田を判断するというのが、まず一つ判断基準になってございます。ということで、畑から田という方向性についての考え方の一つとして、現況の整理の仕方は以上でございまして。

また、「それでは新規開田についてはどうなのだ」という考え方ですが、2018年に作られましたこの論文でございまして。一番最初の用紙の中に、2017年11月の食糧部会で検討され、18年産以降の生産調整については、「行政による生産数量目標の配分は行わず、生産者や集荷業者団体が中心となって需要に応じた生産に取り組むこととされた」と。つまりこれは平成29年11月ということですが、そここのところの検討によって、平成30年産以降の生産調整は、今までのように、国あるいは自治体からの配分ではなく、生産者が自ら決めて取り組んでいいというふうな、自由化というふうな流れになりましたよというふうになっております。

これ以降、今までは農協に系統出荷して調整が必要な部分は配分されていたというところが、必ずしも農協に出さなくてもいいというふうな流れに変わってきていると、流通が自由化されたというふうな制度が変わっているということになります。ということですので、実際は農家組合単位ぐらいで大体目安として数字を出していたりとか、あるいは人・農地プランの中に盛り込んでいたりというようなこともあるかと思いますが、基本的な考え方としては、個人で販売力のある人は販路さえ拡大できれば、出しても構いませんという考え方になっているというふうな流れになっております。

ですので、新規開田の考え方が緩くなったという言い方はどこにも書いてはおりませんが、実質の運用として、新規開田はだめだ、とにかく米を作るな、というびちびちとした考え方ではなくて、米余りはそのとおりです、その現状でも作って売れるのであればそこは自由裁量ですよ、という部分になってきているということで、考え方が以前と若干変わっているというふうになっております。

中のほうめくっていただきまして、50ページ、51ページのところで、米政策の推移が書いてありますが、51ページ一番右端、2018年産以降の米政策というところで、この資料が2018年に作られているので、その部分までしか載ってはいないのですが、そこが一つのターニングポイントになっておりまして、「主食用米については、ニーズに応じた生産と安定取引の一層の推進等を図ることを通じて、需要に応じた生産、販売に取り組む」というふうな方針が変わっているということになってございます。基本的な考え方の欄でございます。

そういうことですので、米農家の委員さんであれば多分、そういえばそういうふうに言われ方が変わったってなっているふうに思う方があると思います。それがすなわち新規開田抑制と言って、国の方で生産量を管理してきたというところが、方針が大きく変わったということになってございます。

なので、言い方が大きく変わったり通達が廃止されたりということではございませんが、考え方としてこのような変わり方をしておりますので、実際の運用としてどうなのかという部分を判断して、決めていけばいいということになります。あとは56ページ57ページですが、2018年産の枠組みというところで、56ページ左の中段あたりですが、「農業者の運用者団体、行政が適切に連携して生産数量目標の達成に向けて取り組む」という表現は削除されております。

また、これに合わせて需要に応じた米の生産販売の促進に関する要領においても、主食用米の生産数量目標の設定に係る項目が全て削除されているということで、新規開田をもう抑制していくという考え方よりは、現実問題、米余りな状況はそのとおりである、なので、その状況に鑑みて、生産者がそれでも売れるのであれば、作ってもらってもいいし作物転換を図ったほうが作目上残っていけるっていうのであればそこは転換しても、というふうな、ちょっと自由度を持たせているという表現になってございます。

そのように農業政策が変わっておりますので、新規開田を極力抑制するという「極力」といった、必ず抑制するではない言い方の部分について、このように考え方が変わってきているという部分がございます。

その点を皆様に対してお知らせしたいと思っております。

なお、この議論のときに、米農家の委員さん、多分いらっしゃると思いますが、特に異論・質問その他出ておりませんでした。

事務局                   また、その新規開田抑制の考え方が実際どうなのだというような質問も出ておりました、多分この件と新規開田抑制という考え方との結びつきがなかったのではないかなというふうな考え方もしております。

                          あるいは事務局のほうで、このように変わって以降、委員の皆様に対して情報を出すというところが、ちょっと怠っていたのかなというふうにも思っております。その点の反省も踏まえまして、現状の運用と考え方についてはこのようになっておりますということで、皆様にお伝えしたいと思います。よろしく願いいたします。

事務局                   はい、議長。

議長                     はい、事務局。

事務局                   今後の管理について、私の方から説明させていただきます。

                          今回現状変更届けを出していただいたことによりまして、現在は田であることが確認されました。なので、今後農地台帳としては田として管理することとなります。ただし、補助金や交付金によってはほかの田と同様の扱いとすることが適切ではない場合があると予見されるため、対象外となる場合に確認ができるよう、農地台帳システム上に記録して管理いたします。また、水田台帳につきましても、記録し管理していただくよう、産業観光課の担当とは調整済みでございます。以上でございます。

議長                     はい、今の後刻としていた案件等についての説明がありましたけれど、この件に関して何か質疑等がありましたら。

佐藤俊孝委員           はい、議長。

議長                     はい、11番、佐藤俊孝委員。

佐藤俊孝委員           はい、11番、佐藤です。説明の趣旨の、結論を申し上げますと、開田抑制の考え方をそのまま継続してるけども、その取り扱いが若干緩んでいるというふうに聞こえました。それでよろしいですか。

事務局                   はい。

佐藤俊孝委員           それと、今回の案件の扱いの中で、私共が一番疑念を持っていたのが水田台帳にどのような記載をするのか。要は、特別扱いをせざるを得ないその土地に対して、台帳の中でもわかるようにする、水田台帳と農地台帳で。それから、具体的にどのような形で台帳に示して、我々がそのものを見たときに、ここの土地は対象にしていんだなとか駄目なんだなとか、わかる内容が具体的に示されれば理解されやすいと思うんです。

                          その辺を、もう少し踏み込んで教えていただければと思います。

事務局                   はい、議長。

議長                     はい、事務局。

事務局                   農地台帳及び水田台帳につきましては、今後はほかの田と同じく田として管理することとなります。

事務局 　　ただ、先程もお伝えしたとおり、補助金や交付金によっては対象外とするのが適切であるという場合もございますので、農地台帳システムには摘要欄がございますので、そちらのほうに「何年何月に申請があり田に変更した」という旨を記載いたします。水田台帳については、記載内容につきましては正式には確認しておりませんが、同じように、いつ畑から田に変更されたという旨記載していただくよう調整しております。以上です。

佐藤俊孝委員 　　はい、議長。

議長 　　はい、11番、佐藤俊孝委員。

佐藤俊孝委員 　　11番、佐藤です。今の記載内容の説明は、備考欄にその事情を記載するけれども、特別扱いするということの内容がわからない。備考欄には変更の旨が書いてあるけれども、他と同じ水田ですよ。

　　そこで、それが今後の交付金とか補助金の交付対象に「する、しない」というところでは、しない水田というふうに今の内容で説明されているけれども、そのことをその備考欄で読み取れるんですか。

事務局 　　はい、議長。

議長 　　はい、事務局。

事務局 　　農地台帳につきましても水田台帳につきましても、基本はほかの田と変わらない扱いになります。ただし、交付金・補助金によっては対象とすることが適切ではないもの、補助金や交付金によっては対象とすることが適切ではないですし、水田活用交付金、直接支払交付金のようなものについては、適切ではないと考えられるため、今回は対象としませんし、ご本人にも確認はしております。

佐藤俊孝委員 　　そこは前と同じ内容だから。そこは理解してる。

　　ただし、このあいだ議論したのは、他の方の水田と今回の案件の水田は取り扱いを異にすることとなる。今後、交付金とか補助金の対象にはしないという場合の整理をしたわけです。それを台帳と見たときにわかるように工夫しねばならないというところが、前回の意見だったんです。

　　どのように記載するか、そこを具体的にお示しいただければ。今ここにいる当事者以外の方が台帳を見たときに、この水田は対象にしないというふうにわかるようにしなければならぬので、念を押している。以上です。

事務局 　　今後、対象になるかもしれない補助金交付金全てについて、今回の畑から田になった農地が対象外になるかについてはわかりませんので、ほかの田と違うということで、特別な田として管理はしない・・・。

　　（農地台帳と水田台帳の管理方法について意見が多数寄せられた）

議長 　　議論の内容からちょっと外れていますので、論点を整理するため休憩とします。

（14：05 休憩）

（14：20 再開）

議長 　　再開いたします。11番、佐藤俊孝委員。

佐藤俊孝委員

今の話を聞いてて、この水田は矢巾町の水田面積にカウントされてしまいう話に聞こえました。それは統計処理上でできることとできないことがあるから、そこは事務局にカウントの判断を委ねる。

ただし、台帳に特殊扱いをしたんだということを明示して、今後もその水田においては補助金・交付金の対象外という判断に整理したわけですから、現時点の、令和5年2月時点においては補助金交付金の対象外水田だというふうに書いてしまったらどうですか。

後々、それがそのまま継続できるかできないかは、その時点時点の判断に委ねる。今時点では交付金・補助金の対象外水田と明示したらいかがですか。

事務局

はい、議長。

議長

はい、事務局。

事務局

11番、佐藤委員のご意見にお答えいたします。

今いただいたご意見のとおり、農地台帳の摘要欄につきましては、日付、何により畑から田になった、また現時点では、補助金・交付金の対象にはなっていないという部分について記載して、管理したいと思います。以上でございます。

議長

では、ほか、何かございますか。

(「なし」の声あり)

議長

無いようなので、よろしいですか。

(「はい」の声あり)

議長

それでは次に進みます。

日程第5、報告第1号、農地法第3条の3の規定による農地の相続届出について、を議題といたします。議題については、事務局より朗読させます。

事務局

(報告第1号 朗読)

議長

補足説明を許します。

事務局

はい、議長。

議長

はい、事務局。

事務局

事務局より、報告第1号について補足説明させていただきます。

まず、番号1番の案件につきまして、こちらにつきましては相続した農地の一部は地元の営農組合に貸しているため、耕作放棄地には繋がらないものと考えております。

また、番号2番について、相続人が町外の方となっておりますが、こちらの農地については相続以前から●●●●氏が耕作している農地のため、遊休農地には繋がらないものと考えております。

事務局

また、番号3番につきましては、農地のほとんどを地元の農業者に貸し出しているため、遊休農地には繋がらないものと考えております。

番号4番につきましては、すべての農地を貸し出しているため、今後も適正に耕作されるものと考えております。

1枚めくっていただきまして、番号6番につきましては、親族の方に贈与する予定となっております、こちらにつきましては議案第1号に挙げられております。

また、番号7番につきましても、地元の農業者に貸す予定であり、こちらも議案第5号に挙げられております。

また、番号9番につきましては、県外の相続人となっております、既にあっせん希望があり申出書を提出頂いております。

最後、番号10番につきましても、農地の一部を貸し出しており、遊休農地には繋がらないものと考えております。以上でございます。

議長

それでは、質疑がありましたら挙手願います。

(「なし」の声あり)

議長

それでは質疑なしと認めます。では次に進みます。

日程第6、報告第2号、農地法第18条の規定による農地の合意解約について、を議題といたします。議題については、事務局より朗読させます。

事務局

(報告第2号 朗読)

議長

補足説明を許します。

事務局

はい、議長。

議長

はい、事務局。

事務局

事務局より、報告第2号について補足説明させていただきます。

番号1番から4番、また7番8番につきましては、町の事業により農地転用された土地について、農地貸借を合意解約したものとなっております。また、番号5番、6番については売買、番号9番については賃貸借するために解約した案件となっております。以上でございます。

議長

それでは、質疑等がありましたら挙手願います。ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

それでは質疑なしと認めます。では次に進みます。

日程第7、議案第1号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する許否決定について、を議題といたします。議題については、事務局より朗読させます。

事務局

(議案第1号 朗読)

議長

補足説明を許します。

事務局

はい、議長。

議長

はい、事務局。

事務局

事務局より、議案第1号について補足説明させていただきます。お手元の別添農地法第3条の調査書をご覧いただければと思います。3条許可要件が記載されております。

事務局

番号1番から5番につきましては、農地法第3条第2項各号に該当していないと思われることから、許可要件の全てを満たしているものと考えております。

また番号1番につきましては、所有者が東京都在住であり、現在●●●●氏が耕作しているため、所有権移転するものでございます。●●●氏は●●●氏からみておばに当たるため、贈与での所有権移転となっております。

番号2番につきましては、こちらについても現在●●氏が耕作している農地について所有権移転を行うものであります。所有者である●●●氏のご意向により、農地を本家に返したいという意向があり、売買するものとなっております。

売買価格が低いことについても、親族間での売買であるためこの金額にした旨お聞きしております。

番号3番につきましては、盛岡市在住の●●●氏が相続された農地について、●●●家が●●氏のご実家に当たるため、贈与により●●氏に所有権移転するものとなっております。以上でございます。

議長 それでは、質疑に入ります。質疑がありましたら挙手願います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 それでは質疑なしと認めます。討論に入ります。討論がありましたら挙手願います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 それでは討論なしと認めます。それでは、挙手により表決に入ります。議案第1号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する許否決定について、許可する旨決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

議長 挙手多数ですので、許可することに決めます。次に進みます。

皆様には、お諮りいたします。日程第8、議案第2号、農地法第4条の規定による農地の転用許可申請に対する意見決定について、日程第9、議案第3号、農地法第5条の規定による農地の転用を伴う所有権移転許可申請に対する意見決定について、日程第10、議案第4号、農地法第5条の規定による農地の転用を伴う使用貸借権設定許可申請に対する意見決定について、は転用に関する案件でございますので一括して議題としてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしということなので、一括して議題といたします。

日程第8、議案第2号、農地法第4条の規定による農地の転用許可申請に対する意見決定について、日程第9、議案第3号、農地法第5条の規定による農地の転用を伴う所有権移転許可申請に対する意見決定について、日程第10、議案第4号、農地法第5条の規定による農地の転用を伴う使用貸借権設定許可申請に対する意見決定について、を議題といたします。議題については、事務局より朗読させます。

事務局 (議案第2号から第4号 朗読)

議長 補足説明を許します。

事務局  
議長  
事務局  
事務局

はい、議長。

はい、事務局。

事務局より、補足説明させていただきます。

議案第2号について、補足説明させていただきます。議案第2号の申請位置につきましては、役場から南東側約3.2キロに位置し、申請人が住む住宅の南側の農地となっております。市街化調整区域内であり、農地の中に宅地が点在しております。こちらにつきましては農作業小屋が老朽化し、また現在の位置では農作業に支障があることから、申請位置に建設するものとなっております。

続きまして、議案第3号について補足説明させていただきます。こちら申請位置は、役場北西側約5.2キロメートルに位置し、南側は町道安庭線に隣接しております。市街化調整区域内であり、農地の中に宅地が点在しております。申請農地につきましては第2種農地となっており、第2種農地である申請地にバイオマス発電所を建設するため、農地転用の申請をいただきました。

続きまして議案第4号について、補足説明させていただきます。こちら申請位置は、役場北側約4キロに位置しております。農地所有者の農家本家の東側にあたる農地について、転用するものです。市街化調整区域内であり、農地の中に宅地が点在しております。息子夫婦が住む住宅を本家近くに建設するため、農地転用の申請をいただいたものです。使用貸借権設定での転用となっておりますが、いずれは相続又は贈与により所有権移転させる予定となっております。以上でございます。

議長

それでは、2月15日に農地転用現地調査を行った農業委員より、調査結果を報告願います。川村和男委員、阿部江利子委員。

阿部江利子委員

13番、阿部です。2月15日に農地転用現地調査に行っていました。その結果を申し上げます。

間野々地区の●●●●さん。当該農地は農振白地であり、生産性の高い農地ではない。現在の農作業小屋は老朽化が進み、同じ場所への建て替えを検討しましたが、道路が狭く、農作業に不便であることから、当該農地への建設をするものであり、転用はやむを得ないと判断いたしました。

一応、現状の写真をご覧ください。1の一番最後のところの、こういう水色の空の、これが現状の写真です。正面の左側が宅地で、その隣が小屋になっています。もう一つ隣の赤い屋根は、これは隣の家の小屋になっていますので、●●さんの小屋ではありません。今、車がありますけれども、このところに柱が細く見えると思うんですけど、この柱があるために、まず車の出し入れとそれから作業が大変不便になっておりました。それからネズミ等が出たり、中のほうがかなり老朽化していて危険度が高いってということで、建て替えの要望が出ておりました。以上です。

議長

その他補足説明等ございましたら、お願いします。ないですか。  
(「なし」の声あり)



阿部江利子委員

ただいまの質問の中で、現地で煙が出るのではないかっていう質問を業者の方に差し上げましたところ、煙ではなくて矢巾町の焼却炉がありますけれどもゴミの、あそこと同じように蒸気だけが上の方に発生するそうです。煙として出ることはないということは、その場で口頭では伺いました。資料は事務局のほうからお願いいたします。

熊谷洋司委員

それであれば了解しました。ありがとうございます。

議長

あと、よろしいですか。

高原弘明委員

はい、議長。

議長

はい、12番、高原弘明委員。

高原弘明委員

はい、12番、高原でございます。確認ですが、このバイオマス発電、いわゆるチップを燃料とした発電でございますが、私も先ほどのゴミ焼却施設での発電、私はそういうところに勤めていたものですから、この発電の関係はこの資格者も必要ですし、相当の騒音も発生します。更には物を燃焼することによる蒸気だけではなく、燃焼による排ガスというのも出てきます。

そこで伺いますが、これは農地法上のこのチェックではなく、多分法令省令での確認事項だと思うので果たしてこの農業委員会の中でこの会議を判断するのがいいのかっていうのは適切ではないと思います。

ただ、その中でちょっと私が確認しておきたいのは、そのような設備を設置するにあたって、他の省令法令、他のところとの事前協議がどの程度やられてるのかっていうのが、事務局の方で確認されているのかと。例えばこの環境影響調査、そういったものまでも該当しないような施設なのかどうなのか。例えば、騒音・振動・悪臭、さらには排水処理の問題とか、何かこの建物の構造を見ますと、排水処理設備が全然ないんですよ。ですから、そういったものがどうなっているのか、あと例えば助燃するために油等必要とするのであれば、例えばその污水等が流れ出さないような、防油堤とか、様々なものが必要になってくるんじゃないかなと。

それからあと、このチップを置くストックヤード、そういったものが風等で飛散した場合の飛散防止対策、そういったものもやられるのかどうかということもやっぱり他の省令法令で他の部署が検討して、それを確認しておるのかというところを確認したいと思います。

それから、確かここについてはこの資料の中のナンバー2の5に、この図面が記されております。色塗りのカラー刷りのですね。その中で、確かここ、ストックヤードの予定されているところの上に特別高圧線が確か通っていたはずなんです。それで、この発電設備を設置するにあたって、そういった離隔距離っていうんですか、安全に退避しなければならない距離、こういったものがあるのかないのか、示されてあるのかないのか、その辺のところをどうなってるのかっていうのを教えていただきたいと思います。以上でございます。

川村和男委員

はい、議長

議長 はい、川村和男委員。

川村和男委員 高圧線が確かに通っているんですよ。それで私も確認したらば、東北電力の許可を得られると。高さ制限もちゃんと取って高いのじゃないのだったらOKが出てます、ということは言うておりました。だから結果はもう出ているそうです。そこは、質問してきました。許可が出ています、ということでした。

高原弘明委員 要はただ建てるだけじゃなく、そこから水蒸気が出てくるわけです。その部分で離隔距離が取れて、そういった高圧線の配線に支障がないのかどうかっていう判断がされているのかってところなんです。

佐々木昭英委員 すいません、議長。

議長 はい、15番、佐々木昭英委員。

佐々木昭英委員 15番、佐々木です。この件に関してはもう文章で出てますよ。矢巾町と地域連携協定を締結済みで、災害時には発電所内に設置する蓄電池の提供を行うとの協力をを行うこととしています。これを地域連携をやっているんじゃないですか。だからここでとやかく言う必要はないと思うんです。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 事務局より、12番、高原委員のご質問にお答えいたします。

他法令との関係につきましては、資料2番の2ページ目をご覧くださいければと思います。2番、他法令との協議という部分につきましては、都市計画法につきましては開発審査案件となっております、現在申請中となっております。

また、その他部門につきましては、こちらには記載がありませんが、東北電力と協議済みでございまして、発電した電力を売電する契約は済んでおりますし、また、経済産業省に対して事業計画の申請をしており、今回発電計画の受理を待っている状態となっております。

また、先ほどありました高圧線の下部についての農地転用につきましては、ナンバー2の4の図面をご覧くださいければと思います。地役権範囲と書いておまして、こちらの地役権を東北電力さんが持っておりまして、今回の申請に当たりまして東北電力から地役権が入っている農地についても事業することを認めるということで、既に書類はいただいておりますので、問題ないと考えております。以上でございます。

議長 よろしいですか。

(他法令の確認の有無について問う声あり)

議長 それでは、今、事務局に他法令での確認作業の内容を確認させます。

熊谷洋司委員 いいですか。私もちょっと。

議長 はい、5番、熊谷洋司委員。

熊谷洋司委員 さっき環境に及ぼす影響の話で、ちょっとお話したんですが、その中で資料の2-1の2ページ、ここの5番の事業計画の中の(2)の給排水計画ってありますよね。その中には雨水排水計画っていうのがあって、その中に原木置き場内の雨とか原木で濡れたものについては地下浸透、つまり浸透槽を設置してきちんと浸透しますと書いてあります。

熊谷洋司委員

この浸透処理ってどういう意味だと。

地下に浸透させるのか、その汚水をどこかに受ける枺があって汚水処理をするのかと。ところが図面を見る限り汚水処理施設などどこにもないんですよ。地下浸透するということになると、その下流に及ぼす影響がどうなっているんだと。下流域に。ですからそういったところについては、ここでの協議する可否を判断する材料に当たらない他の省庁で判断する材料なので、ちょっと心配なので、確認をしたいなと思って、ほかの部署で検討してきているんですかっていうことを言ったままでございます。

事務局

すいません、議長、ちょっといいですか。

議長

はい、事務局。

事務局

矢巾町は基本、雨水と汚水は分離式なので、汚水については公共下水道接続ということで、あくまでもこの地下浸透というのは、雨水だけという考え方になっているはずですが。ただ懸念されたのは地下浸透なので、山手でもあって、ある程度の雨量のときに浸透しきれぬのか、あるいはその浸透させた先で崩れないのかってところは懸念される部分だと思います。後はその雨水といっても、地表面がアスファルト舗装なのかコンクリート舗装なのかによって油分が出る出ないとか、あるいはタイヤトラックからの油分が出る出ないってのは当然あるので、そこら辺の細部についてどう確認しているのかとかは確認させます。

高原弘明委員

はい。

議長

確認できるまで休憩とします。

(14:50 休憩)

(15:27 再開)

議長

それでは再開いたします。

事務局

はい、議長。

議長

はい、事務局。

事務局

12番、高原委員のご質問にお答えいたします。

まず地下浸透についてですが、こちらにつきましては図面を見ていただきたいと思いますが、番号2-6の2ページ目になります。こちら、施設内の雨水につきましては、施設南側の浸透槽に一度集水してして浸透させて処理するという計画となっております。

こちらにつきましては業者にも確認いたしまして、あくまでも、浸透槽に入る水につきましては、雨水のみとなっておりますので、重油等入っていないのでそのまま浸透させるということでお話いただいておりますし、浸透槽の大きさにつきましては、こちらの土地についての透水係数を確認して、この大きさにしているのです。溢れたりという問題はないものか思っております。

事務局                    また2点目が、他法令との協議につきましてですが、盛土・切土をする際に必要な環境景観法についての届出については既に提出済みであり、受理しているということでお話いただいておりますし、先程ありました騒音だったり、ばい煙だったりにつきましては、保健所に確認して、保健所からは建設までに申請いただければ問題ないということで、今後の農地転用の後に適切に県及び保健所のほうに申請する予定となっておりますので、問題ないものと思っております。以上でございます。

議長                        よろしいでしょうか。

高原弘明委員            はい。

熊谷洋司委員            はい、議長。

議長                        はい、5番、熊谷洋司委員。

熊谷洋司委員            5番、熊谷です。今、事務局から説明がありましたが、2-6の2という図面の左下に、浸透槽というのがありますが、これも形状がわからない。どういう形状で、例えばコンクリートのものを作って下を砂利敷きにしてシフトさせるのか、点線の表示があるので巨大なヒューム管を入れて穴をあけてそこから浸透させるのかわからないんですが、ちょっと心配なのがですね、変形の敷地の雨水、例えば台風とかに一気に来た場合、ここで吸収しきれぬのか。もし吸収しきれなければ周辺の地域に流出する可能性もあるんだけど、その辺の検討が果たしてきちっとされてるのか。もしこの図面が本当に建築確認まで行ってるのであれば、特定行政庁で調査・確認をしてるかと思うんですが、非常に心配です。特に浸透槽というのは目詰まりを起こしまして、普通の浸透槽でも特別な処理をしない限りはまず1年とか2~3年で目詰まりしましてですね、浸透しなくなっちゃうんですね。

                                  そういう懸念が大いにありますので、果たして浸透槽を作っても、もう満杯になって処理しきれなければ当然周囲に溢れてしまいますので、その心配はないかという確認だけはしてもらえばと思います。

事務局                    はい、議長。

議長                        はい、事務局。

事務局                    浸透槽が浸透せずに溢れるということにつきましては、先程お話ししましたとおり、透水係数を業者に確認しまして、ここの土地の透水係数から計算上、こちらにつきましては事業者を確認しております、透水槽の大きさを決める際に、その土地の透水係数を確認してこの大きさを決めているので、水が溢れるといったことはないような大きさを計算したものを提出する予定となっております。

熊谷洋司委員            安全率がかかってるってということですね。

事務局                    はい。

                                  (雨水処理について意見が多数発せられた)

事務局 透水槽の大きさにつきましては、都市計画法の申請書に添付済みでありまして、こちらは現在審査会案件ですので3月の審査会に上げる予定となっておりますので、審査中となっております。こちらにつきましては、都市計画法のほうで確認していただけるものと考えております。以上でございます。

議長 よろしいですか。

熊谷洋司委員 大丈夫です。結果を教えてもらえれば。県都市計画課の最終的な結果を教えてもらえればよろしいです。すぐ許可になるかということ、ならないような話だったので。最終的に建築確認がおりるおりないという話になりますので、そこを最終情報を教えてもらえれば。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 ただ今の熊谷洋司委員のご質問ご意見にお答えいたします。農地転用につきましては、都市計画と同時許可となっておりますので、都市計画が許可されない限り農地転用も許可されませんのでご安心いただければと思います。以上でございます。

議長 大丈夫ですか。

熊谷洋司委員 はい。

議長 ほか、質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。討論に入ります。討論がありましたら、挙手願います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 それでは討論なしと認めます。それでは挙手により表決に入ります。

議案第2号、農地法第4条の規定による農地の転用許可申請に対する意見決定について、許可する旨決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

議長 挙手多数ですので、許可することにいたします。

議案第3号、農地法第5条の規定による農地の転用を伴う所有権移転許可申請に対する意見決定について、許可相当として意見する旨決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

議長 挙手多数ですので、許可相当として意見することに決めます。

議案第4号、農地法第5条の規定による農地の転用を伴う使用貸借権設定許可申請に対する意見決定について、許可相当として意見する旨決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

議長 挙手多数ですので、許可相当として意見することに決めます。次に進みます。

藤原幸藏委員 はい、議長。

議長 はい、10番、藤原幸藏委員。

藤原幸藏委員 10番、藤原です。次の案件は、私が所属する法人●●●●●に関係することですので、退席の許可をお願いします。

高原弘明委員 はい、議長。

議長 はい、12番、高原弘明委員。

高原弘明委員 12番、高原です。同様に今回の案件の中の項目の中に、私が役員となっている法人●●●の案件がございますので、退席の許可を願います。

佐々木博委員 はい、議長。

議長 はい、8番、佐々木博委員。

佐々木博委員 はい、8番、佐々木でございます。私もですね、この案件、同様にございますので退席の許可をお願いするところでございます。

議長 なお、この資料のですね、1番2番3番の摘要欄のところで水利費、耕作者負担となっておりますが、これは水利費込みとなっております。よろしく申し上げます。

議長 それでは、議事参与の制限により退席を許可します。退席するまで休憩といたします。

(15:40 休憩)

(15:40 再開)

議長 再開いたします。

議長 日程第11、議案第5号、農用地利用集積計画に対する意見決定について、を議題といたします。議題について、事務局より朗読させます。

事務局 (議案第5号 朗読)

議長 補足説明を許します。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 議案第5号について、補足説明させていただきます。こちら、番号5番から9番につきましては、中間管理を活用した農地貸借となっております。以上でございます。

議長 それでは質疑に入ります。質疑がありましたら挙手願います。

佐藤俊孝委員 はい、議長。

議長 はい、11番、佐藤俊孝委員。

佐藤俊孝委員 11番、佐藤です。先程佐々木博さんから出た意見について、もう一度確認をお願いします。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 11番、佐藤俊孝委員のご質問にお答えいたします。

事務局 番号1番から3番につきましては、賃借料は10アール当たり8,000円となっております。こちらにつきましては8,000円の中に水利費込みで所有者さんがお支払するという事になっておりまして、摘要欄には水利費耕作者負担と書いておりますが、こちらは水利費込みで耕作者さんが所有者さんへお支払するという旨で、水利費耕作者負担と書かせていただいております。以上でございます。

佐藤俊孝委員 つまり水利費は所有者負担という事ですか。

事務局 水利費については、所有者さんに請求されますが、8,000円の中に水利費込みで賃借料8,000円という事です。

(「ちょっと説明と記載内容の意味がわからないな」との声あり)

佐藤俊孝委員 水利費は、耕作者が負担するって事ですか。この場合は、水利費耕作者負担ではないようです。確認願います。

議長 確認するまで暫時休憩いたします。

(15:44 休憩)

(15:47 再開)

議長 それでは再開いたします。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 議案第5号について、摘要欄の部分について訂正していただきたいと思っております。番号1番から4番、番号6番、9番につきまして、全て水利費が耕作者負担となっておりますが、こちら所有者負担に訂正いただければと思います。

佐藤俊孝委員 全部所有者負担。

事務局 はい。

佐藤俊孝委員 全部ですか。博さん以外のところも。

事務局 はい。

水利費込みでの賃貸借ということで、所有者さんが水利費をお支払いするというふうに確認いたしましたので、その場合は水利費所有者負担と記載の方がよろしいということだったので、全て所有者負担に訂正いたします。全て水利費込みでのお支払いになります。以上でございます。

佐藤俊孝委員 水利費は所有者負担って事に訂正ですね。

事務局 ごめんなさい。●●●●●●●さんはそのままです。番号1番から3番、6番、9番につきましてです。1, 2, 3, 6, 9番につきまして、耕作者負担となっているところを所有者負担に訂正いただくということです。

佐藤俊孝委員 確認です。4番は訂正なしですね。

事務局 4番は耕作者負担で、賃借料とは別に、耕作者が直接鹿妻に水利費をお支払いするという事になっております。

議長 では、番号1番から3番が所有者負担。6番が所有者負担、9番も所有者負担ということで訂正がございますので、それでよろしいですか。

(「はい」の声あり)

議長 ほか、質疑等ございますか。  
（「なし」の声あり）

議長 それでは質疑なしと認めます。討論に入ります。討論がありましたら、挙手願います。討論ございませんか。  
（「なし」の声あり）

議長 それでは討論なしと認めます。それでは、挙手により表決に入ります。  
議案第5号、農用地利用集積計画に対する意見決定について、妥当な計画であるとして意見する旨決するに賛成の委員の挙手を求めます。  
（挙手多数）

議長 挙手多数ですので、妥当な計画であるとして意見することにいたします。8番、佐々木博委員、10番、藤原幸藏委員、12番、高原弘明委員が着席するまで休憩いたします。  
  
（15：51 休憩）  
（15：51 再開）

議長 再開いたします。皆様にお諮りいたします。  
日程第12、議案第6号、相続税の納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている等の証明申請に対する許否決定について、日程第13、議案第7号、相続税の納税猶予に係る引き続き特定貸付けを行っている等の証明申請に対する許否決定について、は相続税の納税猶予に関する案件ですので一括して議題としてよろしいでしょうか。  
（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしとのことで、一括して議題といたします。  
日程第12、議案第6号、相続税の納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている等の証明申請に対する許否決定について、日程第13、議案第7号、相続税の納税猶予に係る引き続き特定貸付けを行っている等の証明申請に対する許否決定について、を議題といたします。議題についての朗読は、時間短縮のため省略いたします。それでは、質疑に入ります。  
（「朗読は必要ではないですか」の声あり）

議長 失礼しました。議題について事務局から朗読させます。  
（議案第6号及び第7号 朗読）

議長 補足説明を許します。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 事務局より補足説明させていただきます。  
議案第6号、7号につきましては、●●●氏が相続した農地について、現在耕作している、又は中間管理を通して貸借していることを証明するものであり、相続税猶予のために必要な書類となっております。議案第6号については現在耕作していること、起案第7号については変わらず中間管理を通して貸借していることを確認しております。以上でございます。

議長 それでは、質疑に入ります。質疑がありましたら、挙手願います。

熊谷洋司委員 はい、議長。  
議長 はい、5番、熊谷洋司委員。  
熊谷洋司委員 5番、熊谷です。引き続き農業を行っている期間として、令和2年3月24日から令和5年2月20日、今日までになってるんですが、これで間違いないでしょうか。これの証明でよろしいでしょうか。その確認でした。それが6号も7号も同じなんで、両方ともお願いします。

事務局 はい、議長。  
議長 はい、事務局。  
事務局 5番、熊谷委員のご質問にお答えいたします。  
引き続き、農業を行っている期間につきましては、以前農業委員会から「引き続き農業経営を行っている旨特定貸付を行っている旨」で証明した期間が令和2年3月23日までとなっておりますので、今回はその次の日、令和2年3月24日から本日令和5年2月20日までの証明をするものでございます。以上でございます。

議長 よろしいですか。・・・よろしいですか。  
熊谷洋司委員 はい、議長。  
議長 はい、5番、熊谷洋司委員。  
熊谷洋司委員 ごく普通に考えれば、年度末みたいな気がするんですが、2月20日ということで、これはかまわないことなんですね。例えば3月31日というような気がしますが、令和5年というような気がしますが、これはあくまでも令和5年2月20日でよろしいですね。

事務局 はい、議長。  
議長 はい、事務局。  
事務局 5番、熊谷委員のご質問にお答えいたします。期間、令和5年2月20日までとしているのは、「行っている証明」ですので、未来の日付は入れられませんので、本日、総会日までの証明となっております。以上でございます。

議長 よろしいですか。  
熊谷洋司委員 はい、了解しました。  
議長 それでは、ほか質疑等ございますか。  
(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。討論に入ります。討論がありましたらお願いします。よろしいですか。  
(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。それでは、挙手により表決に入ります。  
議案第6号、相続税の納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている等の証明申請に対する許否決定について、議案のとおり許可する旨決するに賛成する委員の挙手を求めます。  
(挙手多数)

議長 挙手多数ですので、証明を許可することに決めます。

議案第7号、相続税の納税猶予に係る引き続き特定貸付けを行っている等の証明申請に対する許否決定について、議案のとおり許可する旨決するに賛成する委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

議長

挙手多数ですので、証明を許可することに決します。次に進みます。

日程第14、議案第8号、矢巾町農業委員会が保有する個人情報に関する矢巾町個人情報保護条例施行規程を廃止する訓令について、を議題といたします。議題について、事務局より朗読させます。

事務局

(議案第8号 朗読)

議長

補足説明を許します。

事務局

はい、議長。

議長

はい、事務局。

事務局

議案第8号について、補足説明をいたします。

今回の施行規則の廃止につきましては、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律というものが、令和3年5月19日に公布されまして、個人情報の保護に関する法律が改正され、国の行政機関、民間事業者や地方公共団体等において取り扱いが異なっていた個人情報の保護に関する規律が、法によって全国的な共通ルールとして統一されたことによる改正でございます。

そのため矢巾町個人情報保護条例として規定されていたものを、4月1日からは矢巾町個人情報の保護に関する法律施行条例というふうに施行予定となっております。上位法令が変わることによって、町の条例の改廃が行われるというものとなっております。

ただし、それに伴いまして、農業委員会のほうの規定も廃止ということになるのですが、町のほうの個人情報の保護条例の改廃につきまして、3月議会の最終日に上程の予定ということで、今日、総務課から確認しております。

その関係で、そちらのほうの改廃が決定するのが3月16日ということになりますので、本日皆様にご審議いただいた上で、実際に公示するのは、3月16日の町議会で実際に総務課のほうで上程いたします条例が決定してから、ということになります。ただ、上位法令としては変更になっているので、うちとしてはこれは基本、廃止するというので方針としては変わりはありません。以上、説明といたします。

議長

それでは質疑等に入ります。質疑がございましたら挙手願います。

(「なし」の声あり)

議長

質疑なしと認めます。討論に入ります。討論がありましたら挙手願います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

では、討論なしと認めます。それでは、挙手により表決に入ります。

議長

議案第8号、矢巾町農業委員会が保有する個人情報に関する矢巾町個人情報保護条例施行規程を廃止する訓令について、承認する旨決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

議長 挙手多数ですので、承認することに決めます。進みます。

日程第15、議案第9号、矢巾町空家に付属した農地の別段の面積取扱要綱を廃止する告示について、を議題といたします。議題について、事務局より朗読させます。

事務局 (議案第9号 朗読)

議長 補足説明を許します。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 議案第9号について、補足説明をさせていただきます。

農地法第3条第2項第5号による下限面積の規定につきましては、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律が制定されたことに伴いまして、第5条の規定により削除されることになっております。そのため、4月1日以降につきましては、別段の面積ということで、下限面積を設定することは適切ではないという判断が出ておりますことから、当該告示を廃止するための手続きを行うものでございます。以上でございます。

議長 それでは質疑に入ります。質疑がございましたら挙手願います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。討論に入ります。討論がありましたら挙手願います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。それでは、挙手により表決に入ります。

議案第9号、矢巾町空家に付属した農地の別段の面積取扱要綱を廃止する告示について、承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

議長 挙手多数ですので、承認することに決めます。

以上で議事の全てを終了しましたので、総会は閉会といたします。皆さん、大変お疲れさまでございました。

(終了 16:06)

以上は、令和5年2月20日、矢巾町役場2-2会議室において開催された、令和5年第2回矢巾町農業委員会総会の経過及び結果であり、その相違なきことを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 会 長

---

議事録署名人 番

---

議事録署名人 番

---

議事録署名人 番

---